

令和7年9月19日

関係施設の長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

有床診療所等のスプリンクラー等整備状況調査について（依頼）

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室から有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査の依頼がありました。

ついては、今後の整備状況等を把握したいので、御多用のところ誠に恐れ入りますが、次のとおり御回答ください。

1 対象施設

「有床診療所等スプリンクラー等整備状況調査について（依頼）」（令和6年7月12日付け広島県健康福祉局医療介護基盤課長）の調査で、①「設置予定」と回答した施設 ②「設置予定無し」と回答し、その後設置を確認できていない施設。

2 提出書類

別紙調査票

3 回答方法

メール、郵送、FAX のいずれかにより提出

4 提出期限

令和7年10月3日（金）（必着）

5 備考

調査票の電子データは、以下のページからダウンロードしてください。

広島県 HP 「有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/supurinkuraanketo.html>

担 当 医療施設グループ

電 話 082-513-3056 (ダイヤルイン)

F A X 082-223-3572

E-mail fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp

(担当者 山田)

令和7年9月19日

関係施設の長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

有床診療所等のスプリンクラー等整備状況調査について（依頼）

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室から有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査の依頼がありました。

ついては、今後の整備状況等を把握したいので、御多用のところ誠に恐れ入りますが、スプリンクラー設備を整備する予定のある場合は、次のとおり御回答ください。

1 対象施設

消防法施行令に基づくスプリンクラー設備の設置義務はないが、入院患者の安全のためスプリンクラー設備を自主的に整備する予定のある施設で、医療計画上のいずれかの政策医療を担っている又は担う予定の施設

2 提出書類

別紙調査票

3 回答方法

メール、郵送、FAX のいずれかにより提出

4 提出期限

令和7年10月3日（金）（必着）

5 備考

調査票の電子データは、以下のページからダウンロードしてください。

広島県 HP 「有床診療所等のスプリンクラー整備状況調査について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/supurinkuraanketo.html>

担 当 医療施設グループ

電 話 082-513-3056 (ダイヤルイン)

F A X 082-223-3572

E-mail fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp

(担当者 山田)